

令和6年度
中小企業高付加価値化投資促進補助金
公募要領

令和6年3月
三重県雇用経済部

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

TEL: 059-224-2819 FAX: 059-224-2221

E-mail: kigyoyu@pref.mie.lg.jp

1 補助金の目的

この補助制度は、中小企業者が、
「ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化」
「付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備」
「地域未来投資促進法に基づく承認を受けた事業（地域経済牽引事業）の実施」
のいずれかのため、新たに三重県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、中小企業の県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的としています。

2 補助事業の内容

(1) 補助事業者

中小企業者（中小企業基本法第2条に規定するもののうち、個人を除くもの）

(2) 補助対象事業

① 一般枠

| | 製造業型 | サービス産業型 |
|--------|---|--|
| 補助対象事業 | 下記①・②のいずれかに係る事業 ①ものづくりの基盤技術（※1）を高度化することによる競争力の強化 ②本県の成長を導く高付加価値の成長分野（※2）における生産拠点の強化 | 下記①・②・③のうち2つ以上の機能を備えた付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業 ①体験交流機能 ②地域製品の加工または販売機能 ③飲食または宿泊機能 ※地域課題の解決に資する事業（※3）を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能 |
| 補助率 | 補助対象投資額（※4）の10%以内 （外部との連携による事業（※5）は12%以内） | |
| 補助限度額 | 1企業につき1,000万円まで | |
| 投資要件 | 設備投資額 1,500万円以上 | 設備投資額 1,000万円以上 |
| 雇用要件 | 申請時点の常用雇用者数（※7）と同数以上となるよう、事業完了後3年間維持・拡大に努めること。なお、雇用調整・人員整理による減員は認めない。 | |

② 地域経済牽引事業枠

| | |
|--------|---|
| 補助対象事業 | 三重県による承認（※6）を受けた、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」に係る事業（製造業及びサービス業に限る） |
| 補助率 | 補助対象投資額（※4）の10%以内 （外部との連携による事業（※5）は12%以内） |
| 補助限度額 | 1企業につき2,000万円まで |
| 投資要件 | 設備投資額 2,000万円以上 |
| 雇用要件 | 申請時点の常用雇用者数（※7）と同数以上となるよう、事業完了後3年間維持・拡大に努めること。なお、雇用調整・人員整理による減員は認めない。 |

（※1）ものづくりの基盤技術とは「中小企業等経営強化法」に基づく「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」において特定期間ものづくり基盤技術として定められた12分野の技術をいいます。

（※2）高付加価値の成長分野とはグリーン・デジタル関連、食品関連、ライフイノベーション

関連の成長産業、及び高度部材関連産業をいいます。

- (※3) 地域課題の解決に資する事業とは、新しいビジネスモデル、ノウハウを活用した事業を通して、三重県の地域課題（人口減少、超高齢化社会、若者の県外流出等）の解決に資する、営利を目的とした事業をいいます。
- (※4) 補助対象投資額とは、機械、設備等の償却資産とします。（土地、建物、リース契約物については対象外です。）
- (※5) 外部との連携による事業とは、自社以外の組織（企業・大学等）と連携し新しい事業を行い、自社にはない技術、ノウハウ等を取り込むことによって、新しい価値を創出する事業を行うことをいいます。
- (※6) 当補助金に係る事業計画書の提出時点で「地域経済牽引事業計画」が三重県の承認を受けていることが原則ですが、同時点において「地域経済牽引事業計画」の承認申請を提出済であれば、応募可能とします。
- (※7) 当補助金における常用雇用者とは、次の要件をすべて満たす者です。
 - ① 雇用期間の定めのない者（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。）
 - ② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者また、常用雇用者数について、申請後に申請者を訪問し、現地確認をする場合があります。その際は、次の書類をご準備いただくこととなります。
 - ・従業員名簿
 - ・雇用期間に定めがないことがわかる書類（雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等）
 - ・雇用保険に加入していることがわかる書類（事業所別被保険者台帳等）
- (※8) 「地域経済牽引事業枠」と「一般枠」の併願はできません。

3 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
 - ※ 財務状況について、別途詳細な資料等の提出を求めることがあります。
- ④ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤ 地域経済牽引事業枠に応募する場合は、三重県が発行した「地域経済牽引事業計画承認書」の写し
 - ※ 「地域経済牽引事業計画」の承認申請中の場合は、「地域経済牽引事業計画承認申請書」の写し
- ⑥ 外部との連携事業に申請する場合には、連携先の名称及び連携の内容を示す資料
- ⑦ その他必要とする書類（プレゼン資料等）
- ⑧ 事前着手届（様式第2号）
 - ※ 交付決定前に発注等を行う場合

(2) 提出方法及び提出期限

メール、郵送又はご持参ください。

※ 申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合は受け付けられません。

① メールで提出する場合

上記3(1)に示す提出書類を、令和6年4月1日(月)から令和6年4月30日(火)17時15分までに以下のメールアドレスに提出してください。

なお、三重県の県税の納税証明書等については、原本をPDFに変換の上、ご提出ください。

〈提出先〉企業誘致推進課メールアドレス：kigyoyu@pref.mie.lg.jp

② 持参または郵送で提出する場合

上記3(1)に示す提出書類を、令和6年4月1日(月)から令和6年4月30日(火)17時15分まで【必着】に提出してください。

〈提出先〉 〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県庁8階)
三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

4 採択方法及び採択基準

(1) 採択方法

応募のあった事業計画について、中小企業高付加価値化投資促進補助金審査委員会において、審査を実施(必要に応じプレゼンテーション等による聞き取りも実施)し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

(2) 採択基準

- ①生産設備等導入による事業の競争力・効果、市場の成長性、競合他社との優位性、事業の継続性・実現性、雇用の維持、財務状況など
- ②設備投資額が基準額以上となること
- ③補助対象となる生産拠点での常用雇用者数について、補助金交付事業完了後3年間は、申請時点と同数以上となるよう、維持・拡大に努めること
- ④令和7年2月15日までに事業完了できること

5 その他

その他、詳細な要件等については、三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱及び中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領をご確認ください。

【参考】〈事業計画書の提出から補助金交付までのスケジュール(予定)〉

